

服部良久著

## 『ドイツ中世の領邦と貴族』

山本伸 二

二一世紀を目前にしたこの一〇年の間に、中世・近世初期におけるヨーロッパの権力構造の解明をめざすわが国の政治・国制史研究は、これまでの仕事をまとめた単著の刊行という点において、ひとつの収穫期を迎えた。ドイツを例にとっても、「西洋中世国制史の研究」という統一タイトルをもった山田欣吾氏の二つの雄編『教会から国家へ』、『国家そして社会』（いずれも一九九二年）を嚆矢として、神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』（一九九四年）、山本文彦『近世ドイツ国制史研究』（一九九五年）が続いた。ドイツ以外でも、渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』（一九九二年）、下野義朗『西欧中世社会成立期の研究』（一九九二年）、宮松浩憲『西欧ブルジュアジーの源流』（一九九三年）、高山博『中世地中海世界とシチリア王国』（一九九三年）、

評書

山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』（一九九六年）など、力作の刊行は枚挙にいとまがない。そして、権力構造の解明という課題からすれば、その成果は、政治・国制史の領域に限定する必要はないのかもしれない。再びドイツを例にとれば、都

市史の分野において、瀬原義生氏は『ドイツ中世都市の歴史的展開』（一九九八年）などを上梓し、林毅氏もコンスタントに論文集を刊行している。さらに、田北廣道『中世後期ライン地方のツェンフト「地域類型」の可能性』（一九九七年）といった作品もあげられよう。

これらの作品は、程度の差こそあれ、独立に発表された論文をもとに編まれたものである。それ故に、既発表論文が入手しやすい形にまとめられたにすぎないと見る向きもあるかもしれない。しかし、それぞれの作品は、一書を成すにあたり、タイトルにふさわしい統一性と全体を貫く論理性を備えるべく、ときには初出論文の原型をとどめぬほどの構成の組替え、加筆修正などが施されている。また、一書にまとめられて初めて、著者の長年にわたる研鑽の全体像が浮き彫りになってくるといえよう。

服部良久氏の『ドイツ中世の領邦と貴族』は、氏がこころ一年余りの間に公にしてきた六編の論文を骨子として、オーストリア中世盛期におけるラント（領邦）の形成史を描きだそうとした注目すべき作品である。一九九〇年代という、前述の収穫期の掉尾を飾る力作と評してさしつかえあるまい。

なお、本書には、管見のかがり、すでに、西川洋一（『創文』四〇〇、一九九八年七月）、神寶秀夫（『史学雑誌』一〇七一一、一九九八年）、早川良弥（『西洋史学』一九一、一九九八年）の各氏による、分析的的確な書評がある。ぜひ参照されたい。

二

本書の構成を示しておこう。

序論 成初期領邦研究の現状と課題

第一篇 ラントの成立

第一章 中世盛期の貴族史・国制史研究の現状と課題

第二章 叙任権闘争以前のバイエルンとその辺境地域

第三章 叙任権闘争期のバイエルン・オストマルク

第四章 叙任権闘争以後のバイエルン・オストマルクの貴族

族

第五章 辺境伯レオポルト三世時代のラント

むすび

第二篇 ラントの統合

第一章 ミニステリアールン・騎士研究の現状と課題

第二章 ミニステリアールンの政治的發展

第三章 騎士身分の形成

第四章 一三世紀における政治的ダイナミズムとラント法

むすび

第三篇 ラントと地域支配

第一章 ラントとヘレンのヘルシャフトと騎士

第二章 ヘルシャフト・シュタイアとラント・上オースト

リア

結語

三

各篇、各章の末尾には、簡潔な要約が記されている。それを参考にしつつ、本書の内容を紹介しておく。

まず、「成初期領邦研究の現状と課題」と題された序論におい

て、本書の目的が示される。それは、「一地域の貴族・領主層が初期的な領邦身分に編成されていくプロセスと背景を、可能な限り貴族の側から把握しようとする。具体的には一世紀から一三世紀におけるバイエルンとその東南部辺境地方の貴族層の社会動態と政治的動向を考察することにより、オーストリアにおける領邦成立の契機、政治的統合の諸要因と実態を明らかにすること」(三頁)である。

ついで、領邦史研究の動向が丹念にたどられて本書の課題がより明確にされていく。帝国と領邦という二元構造をもつ中世ドイツ国家史の特色をふまえて、主として一世紀後半から一三世紀末という時期において領邦形成を捉えようとする著者の出発点(一九三九年)である。ラントの構造原理ないし構造類型を提示しようという意図から、ランドスヘルの統治行為や国家的主権の法的起源の追求ではなく、ラントを全体的な社会構造、そして広義の政治構造として考察したブルンナーの主張は、画期的なものであった。しかし、ラントおよびラント法の形成においてはランドスヘルの政策的行為を決定的要因とする戦後ドイツの代表的国制史・領邦史研究者は、その静態性を批判してきた。

著者は、そうした批判を受けとめたくて、ブルンナーがラントをひとつの法を共有する裁判・平和共同体という意味での「人的団体」と考えたことに留意する。そして、中世のラントを貫く、個別的なレーエン関係を超えた集团的な結合が形成されるのが一二・一三世紀であったこと、戦後の領邦史研究が当該地域の多様な在地支配層が領邦に統合されていくプロセスを明らかにし

たことをふまえ、本書の関心を、ラント形成の初期における、人的な統合の構造的な契機を把握することにおく。そして、以上の研究史的考察から導き出される課題が、三篇にわたって検討される。

では、第一篇「ラントの成立」から見ていこう。その第一章は、「中世盛期の貴族史・国制史研究の現状と課題」と題されている。初出論文（一九九三年）は有用な論考として定評があり、引用頻度も高いが、本書では、本書の目的に対応した、よりコンパクトな内容に書き改められている。

戦後ドイツの貴族史研究をリードしてきたのはG・テレンバツハ、K・シュミットを中心とするフライブルク・グループであるが、彼らの提起した「貴族家門の形成」にかかわる問題が、ラント（領邦）の成立をその人的基盤から明らかにするための視点から、整理される。いうまでもなく、シュミットの見解はその後の貴族史研究に大きな影響を与えてきたが、批判も少なくない。著者は、バイエルンを主たる研究領域とするW・シュテルマーのシュミット批判を、親族構造と権力構造の関連という点から、重視する。

以上のような研究史の整理をふまえて、ラント形成の第一段階が、第二章以下の四つの章で、叙任権闘争以前、闘争期、闘争以後、そして辺境伯レオポルト三世の時代（一〇九五—一一三六）に分けて検討される。具体的には、貴族の集会所およびその集会の参加者などを手がかりに、伯やエーデルフライエといった貴族の権力基盤、親族関係、王権との関係、所領形態、家門意識などが、考察の対象である。導き出された結論は、以下の四点にまとめら

れる。

1. 辺境伯と有力貴族が政治的コンセンサスを形成する一定規模の集会所が史料的に確認できるということからすれば、人的団体としてのラントの成立は、レオポルト三世の時代である。

2. 一部の伯や有力エーデルフライエ家系における権力基盤と活動の「地域化」、「家門化」——必ずしも父系家門の形成を導くものではないにせよ——の傾向は、ようやく一二世紀前半に現れる。同時に辺境伯との関係の強化も認められる。

3. 貴族の「地域化」は、貴族が国王との直接的関係を失い、後の帝国諸侯にランデスヘルの下に「領邦貴族」に編成されていく過程でもある。

4. グレゴリウス改革のような理念や政治的党派選択における合意は、ラント形成の決定的要因ではない。

第二篇「ラントの統合」は、ラント形成の第二段階として、一二世紀半ば以降のミニステリアールの活動と実態、およびそれと密接に関係する騎士が検討の対象となる。

第一篇と同様、第二篇においても、その第一章は研究史的考察である。この「ミニステリアールン・騎士研究の現状と課題」は、一般には目につけることが少なかった論考かもしれない。

ドイツ中世の国制と社会構造においてミニステリアールの占める位置の重要性は、いまさら言をまたない。一〇世紀末に登場して以来、ミニステリアールンは、戦士としての実力とこれに基づく主人への軍事奉仕によって、社会的上昇と政治的影響力の強化を実現していった。彼らは、「高貴な非自由」とでもいうべき、

相矛盾するような二面性をもっていたが、一三世紀には自由と自立を大幅に獲得する。この過程において重要な意味をもったのが、彼らが騎士とされたことであつた。

では、騎士の理念と実態は、どういうものであつたのか。騎士概念を整理すると、二つのレベルがある。一つは、軍事的機能、騎士理念・モラル・行動規範や生活様式の共有によつて、一二世紀に登場する帝国レベルの騎士である。もう一つは、一三・一四世紀以降、領邦の下級貴族を構成する騎士である。人的団体としてのラント（領邦）の形成を扱う視点からすれば、後者の、法的身分としての騎士が重要であるといえよう。貴族・ミニステリアーレン・騎士による独自の身分編成は、ドイツ領邦の特色であるが、本書の舞台であるオーストリアについて記せば、多くの自由貴族がミニステリアーレンに加わつたこと、その結果ミニステリアーレンは騎士概念を媒介とせずにミニステリアーレンのまま領邦身分の主力を構成したこと、騎士はむしろミニステリアーレンの下の身分を意味したことが特徴である。

以上のような詳細な研究史の検討をふまえて、第二章では、ラント・オーストリアにおけるミニステリアーレンの政治的發展が扱われる。一一世紀半ばに *servants* と称された初期のミニステリアーレンは、開墾・植民・防衛の担い手であつた。そして彼らの上層部分は、一二世紀にはアイゲンを核とするヘルシャフトを形成することによつて在地領主的機能を担い、ラントヘレンという身分呼称を獲得する。こうしてランデスヘルとの従属関係を弱めていく一方で、ミニステリアーレンは、ランデスヘルとの人格的結合に基づく緊密かつ相互的な関係を残しており、それはラン

ト統合の前提でもあつた。そして一三世紀以降、彼らは、「ラントのミニステリアーレン」という表現に見られるように、ランデスヘル個人を超えて、ラントとの結合を強めていった。

第三章は「騎士身分の形成」である。すでに述べたように、オーストリアにおいては、騎士がミニステリアーレン（ラントヘレン）の低位に位置付けられていた点に特色がある。一二世紀前半には騎士の初期的集団がミニステリアーレンの家臣であつたし、一三世紀にランデスヘルの騎士的家臣が登場する。小レーエン保有者である彼らは、所領や支配のあり方がミニステリアーレンとは異なつており、ランデスヘルは、ミニステリアーレン台頭への対策として、統治の拠点たるブルクや都市の周辺に彼らを配した。その結果、騎士と都市は密接な関係をもつようになり、このような市民との結合は、騎士が地域を越えたラントの身分へと発展する一つの契機となつた。

第四章は、一三世紀におけるパーベンベルガー断絶後の一連の政治的抗争、騷擾をふまえながら、騎士・都市の台頭がラントの構造に与えたダイナミズムを、新たなラントの統合をもたらし契機として考える。主要な論点は、パーベンベルガー末期からの約半世紀の間に、ラントヘレンたるミニステリアーレンは、ランデスヘルのパートナーとして、ラントの政治秩序にかなする行為能力を高めたこと、一三世紀後半のラント法の規定のなかには、騎士と市民という新たな社会集団の成長にたいするラントヘレンの危機意識が反映したものがあつること、などである。最後に、オーストリアにおける「宮廷騎士文化・騎士理念と身分的現実」という課題が設定されて、簡潔な見通しが述べられている。

第三篇「ラントと地域支配」は、ラントのさらなる統合を明らかにするために、ヘルシャフトの構造が、騎士の役割と影響に焦点をあてつつ、二つのケース・スタディに基づいて、具体的に考察される。

第一章の対象となるのは、ミニステリアーレン出身のラントヘレンであるクエンリンガーが下オーストリアに形成したヘルシャフトである。クエンリンガーは、一世紀以来一六世紀末まで五〇〇年余りの歴史をもち、騎士三三〇〇人を率いる実力を誇る家系であった。クエンリンガーのヘルシャフトは、開墾・植民によるアイゲンやレーエンをふくめたフォークタイであり、「ラントヘレンのヘルシャフトの諸要素がすべて現れている」が、その在地支配を担ったのは騎士層であった。また、クエンリンガーのヘルシャフトは、自生的、自立的といった面だけでなく、ランデスヘルとの相互関係とラント統治への参加と貢献によって実現され、保証されていた。そして、クエンリンガーがラントヘレンとして自立性と政治的影響力を強めた一三世紀半ば以降、騎士も自立化を進めると同時にランデスヘルの姿勢が強まることによって、同家のヘルシャフトの一体性が人的レベルで緩み、ラントへの統合強化が進展していったのである。

第二章は、上オーストリアのヘルシャフト・シュタイアを扱う。第一章の対象がラントヘレンのヘルシャフトであったのにならして、ヘルシャフト・シュタイアはランデスヘルの直轄領である。ここでは、バーベンベルガーの大公とブルクグラーフがミニステリアーレンを騎士として把握し、このような騎士層を基本的な担い手とする「官職的な」組織が維持されていた。さらにブルク

と市場を結合させたシュタイア市は、支配と交易という二つの中心機能によって、騎士と市民の社会的親和関係を生む母胎となった。そして、一三世紀末以降、ブルクグラーフまたは都市裁判官に就任したのは、騎士的・市民的家系に属する人々であった。騎士は、従属性と地域的制約を克服し、政治的にアクティヴな身分へと成長したのである。こうした騎士の動向は、ラントの統合を人的、社会的レベルで促し、実質化した要因といえる。

第三篇の二つの章——特に第一章——は、論理的枠組を大切にしている論旨の明快さをまず特色とする第一・二篇とはいささか異なり、詳しいデータをもりこんで実証性を厳しく追求する姿勢を前面にだした論考である。山田欣吾氏がいうところの「だれもそれなしには歴史家という「職人」になることのできない徒弟の仕事」に、相当するものかもしれない。

最後に、「結語」がおかれている。本論の内容が要約された後、ラント・(下)オーストリアの構造がドイツの諸地域のラントにたいしてどのような地域的差異をもつかが類型的に比較され、さらにそれをふまえて、ラント・(下)オーストリアのドイツ、そしてオーストリアにおける位置付けが簡潔にまとめられている。

#### 四

本書の特色としてまずあげるべきは、論旨の明快さであろう。

「一地域の貴族・領主層が初期的な領邦身分に編成されていくプロセスと背景を、可能な限り貴族の側から把握しようとする」(三頁)という明確な視点と、論理の枠組みと展開を重視すべく「(初出論文から) 実証的な叙述部分や注をかなり削減した」(三

二二頁)という潔い方法が、形式は論文集でありながら、モノグラフというに足る統一性と論理性を与えている。第三篇が多少異色であるが、本書全体での位置付けは明確で、一書としてのまとまりは失われていない。伯・エーデルフライエの自由貴族を主要な担い手とする一一世紀末から一二世紀半ば頃までの第一段階、ミニステリアーレンを中心に、騎士・市民を加えて新たな勢力が政治的ファクターとして出現する一二世紀後半から一三世紀末までの第二段階——ラントの形成過程について、このように二段階に分けて考察するという作業仮説を説得的に提示したことは、本書のもつとも大きな意義である。

つぎに、視野の広さが特筆される。領邦史という領域は、いうまでもなく、戦後ドイツの中世史研究を担ったそうそうたる顔ぶれによる、日本人研究者では容易には見通しがきかぬほどの分厚い蓄積がある。もちろん成瀬治、山田欣吾、早川良弥といった先達各氏の業績はあるにせよ、この少し気の遠くなるような大きな問題に正面から立ち向かうべく、著者は、国制史、政治史、法制史、社会史、さらには文化史における重要な研究文献を広く渉猟して、論点を丁寧に取り上げて奥行きのある論を進めている。また、著者は都市史の研究者としてそのキャリアのスタートを切った。領主・農民関係の仕事もある。本書には直接収録されていないけれども、かかる方面での研鑽も、本書の充実の一斑を担っているといえよう。

しかし、視野の広さは、悪くすると、論旨が定まらずに絵花的になるという結果を招いてしまう。本書がそのような弊を免れているのは、研究動向の批判的検討によって、領邦史上の論点が的確

に把握されているからである。神寶秀夫氏が指摘するように、「序論・本論三二〇頁のうち少なくとも六一頁、つまり二割もの頁数が研究史的考察にあてられ……それが本書の諸議論の方向性の基本的確かさと説得性の高さを裏付けている」(前掲書評、一一頁)。さらには、この研究史的考察は、序論を除いてそれぞれ独立した論考として発表されており、このことは、著者がいかに自身の研究を客観的な学問的地平に位置づけようとしているか、その厳しい自己検証の証左といえよう。そしてその研究史的考察が、自己の関心と課題を中心としたものであるにせよ、「中世盛期の貴族史・国制史研究」と「ミニステリアーレン・騎士研究」というドイツ中世史上のきわめて重要で、それだけに論点が多岐にわたるテーマであることは、著者の力量と勇気を物語っている。

著者の力量と勇気を示すのは、それだけではない。本書においては、いくつかの類型化、類型的比較が試みられている。たとえば、第二篇、第一章の第五節においては、各領邦の身分編成の類型的把握が、さらに、貴族・ミニステリアーレン・騎士の身分編成の地域的差異が、類型的に概観・整理されている。この地域区分の有効性、類型化の内容については、残念ながら評者には論評する能力はないが、他の領邦史研究者からは異論がでるかもしれない。また「比較的新しい研究文献に基づき概観・整理する」とはいえ、註を見るかぎり、それほど多くの文献が参照されているわけでもない。しかし、領邦史全体にかんする行き届いた理解があつて初めて可能となるこのような類型化が、有用かつ貴重な試みで、今後の領邦史研究に刺激を与えることはまちがいない。

本書は、タイトルの示すとおり、ドイツ中世の領邦と貴族を扱った高度の「専門書」である。しかし、自己の研究対象がもつ問題の広がりについて十分に自覚的な著者は、周到な研究史の考察と大胆な類型化の提示をもちこんだ。その結果、本書は、周辺領域の研究者、さらにはこれからドイツ中世史を学ぼうとする者にとつては、ドイツ中世の領邦と貴族にかなするすぐれた道案内の役を果たす「入門書」的性格をもあわせもつことになったのである。

## 五

次に、いくつかの問題点を記しておきたい。

まず、ラント形成におけるランデスヘルの役割にかんしてである。著者は序論で「本書ではランデスヘルの様々な政策や統治制度の発展には殆ど言及していない。こうした点についてはドイツ・オーストリアの研究書・研究入門書が重点的に論じてきたからである。」(二三頁)と断っている。しかし、本論では、「ラント形成の第二段階では、ランデスヘルの支配者としての影響力は、第一段階に比して遥かに重要な意味をもった」(一七四頁)として、ランデスヘルによる上からの身分的統合の意図と政策がミニステリアーレンと自由貴族の騎士への融合を促す要因の一つであること、ランデスヘルとミニステリアーレンの人格的結びつきに基づく緊密で相互的な関係を調整できないこと、稠密化し錯綜した諸身分の利害関係を調整するランデスヘルの役割は一層重要になること、などと述べている。また、ラント形成の第一段階を扱った第一篇においても、ラント成立のメルクマールとなったラン

トタイディングのイニシアティヴを握っていたのはランデスヘル  
のレオポルト三世である。序論で述べられた姿勢は、戦後ドイツ  
の領邦史研究をふまえて新しい視点と構想を打ちだそうとする著  
者の熱意を示すものとして理解できる。しかし、著者はランデス  
ヘル  
の役割を軽視する見解ではないのであるから、ラントヘレン  
の自主的なヘルシャフト形成とランデスヘルの政策とをより有機  
的に関連させて、ラントの形成を描くことは可能であったと思わ  
れるし、その方がより説得力が高まったのではないかと。

次に、シュミットの説に代表される「自己理解・家門意識」の  
問題がある。第一篇の第二―五章の原型となった初出論文(一九  
九四年)において、著者は「一部の貴族を別にすれば、主として  
ブルクや所領基盤の在り方Ⅱ存在形態と家名などの外的徴表から  
考察を加えるにとどまった」(一八頁)と記しているのである  
から、本書にはその後の成果が欲しかった。同様のことは、第三  
篇、第一章(初出論文は一九八九年)で扱われたクエンリンガー  
の親族・血統意識にもあてはまる。史料上の制約はあるにせよ、  
シュテルマーによるシュミット説批判の意義を明確にするため  
にも、もう少し具体的な事実の掘り起こしが必要ではないか。そし  
て、前段で述べたランデスヘルの政策にひきつけて個人的な要望  
を述べれば、オットー・フォン・フライジングの『年代記』第六  
章第一五節に由来する、バーベンベルガーの「自己理解・家門意  
識」への言及を期待しておきたい。

最後に、騎士理念、騎士イデオロギーの分析について述べてお  
こう。すでに述べたように、騎士には広義・狭義の二つの騎士概  
念がある。領邦成立史を課題とする本書では、狭義の、つまり

「領邦」身分としての騎士が主たる対象であるが、もちろん、広義の、すなわち「帝国」レベルの騎士も著者の視野から脱落しているわけではない。二種類の騎士の相互関係を明らかにする作業として、第二篇、第四章の第五節が「宮廷騎士文化・騎士理念と身分的現実」を扱っている。著者がこの課題のもつ重要性を強く意識していることは、初出論文の刈り込みが多い本書のなかで本節が新稿であることに示されている。しかしながらその考察は、「二つの文学作品における騎士像の検討をつうじて、何らかの見通しを得ようとする試みにとどまる」として、質量ともに中途半端の感は否めない。社会的・文化的カテゴリーに属する広義の騎士を扱うには、年代記や文学作品などの叙述史料の検討が不可欠であるが、叙述史料を主体とした文化史的側面の分析は、「意識的に構造的視点をとる」(二三頁)という本書の方針になじまなかったであろうか。しかし、「帝国と領邦の相互関係という視点をふまえた領邦史の総合的叙述」(二三頁)を次の課題とする著者にとつては、叙述史料の扱いもふくめ、帝国と領邦の二つの

レベルにまたがる騎士文化の政治的・社会的機能とその影響を問うことは、避けては通れぬ課題であろう。

以上、誤読・曲解はもとより、本書の内容の豊かさに比して評者の能力の乏しさから、冗漫な要約と雑駁な印象批評になったことを、執筆の遅延もふくめて、著者服部氏と読者の方々にお詫びしなければならぬ。そして、二〇世紀の掉尾に上梓された本書を出発点として、ドイツ領邦史研究の道に進んでいく若い方々が二一世紀に陸続と登場することを特に期待して、稿をとじることにした。

(A5版 三三四頁)

ドイツ語レジュメ・索引・参考文献一覧・注一〇九頁

一九九八年一月 創文社 一万円)

(天理大学国際文化学部ドイツ学科教員